

北海道環境基本計画[第3次計画](原案)に対する企画部会委員意見等  
(令和2年7月22日企画部会での意見及びその後の追加意見)

※頁番号等は修正案のものに差換

	頁番号	項目等	意見概要	対応方針
1	3	第1章 1(4)	「目指すべき方向に行動変容できる社会システムの構築が重要」との意見に関して各主体での取組についての記述が必要ではないか。	行動変容できる社会システム構築の視点を将来像の視点として取り入れる旨の意見を踏まえてP14の6段落目で「～地域循環共生圏に象徴される～自立的な生活のしくみを構築することが必要」と記載しており、その取組を主体別に書き分けるのは困難であることから原案のとおりとする。
2	3	第1章 1(4)	「市町村」「道」の役割には分野横断的な取組を促すという視点も必要。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P3参照)。
3	4	第1章 1(5)	・「温室効果ガスの排出削減、エネルギー資源の有効活用」との記載は「再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進による温室効果ガスの排出削減」と記載した方がいい。 ・「廃棄物の適正処理」の前に廃棄物の削減や再資源化を入れた方がいい。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P4参照)。
4	4	第1章 1(5)	「北海道環境行動計画」を本計画が兼ねているという点は参考程度の記載に止めるか、冒頭の計画の位置づけに記載してもいいのではないか。	記載内容は現行計画から変更したものであるため、冒頭の計画の位置づけではなく、「1 計画の基本的事項」の末尾に「<参考>」の表示入りで記載した原案のとおりとする。
5	5	第1章 2(1)	コロナ関係の記載はもう少し大きく「社会システムの変化も見据える必要がある」などと書いてもいいのでは。地域循環共生圏の考え方など大きなスキームともからめた視点で書ければいい。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P5参照)。
6	5	第1章 2(1)	コロナ関係の記載について全国的にもワーケーションなど提案できる余地が大きいのでライフスタイルの提案として書ければいい。	P21の第2章2で「新型コロナウイルス感染症流行を契機とした新しいライフスタイルの導入」として記載していることから原案のとおりとする。
7	5	第1章 2(1)	環境と経済のバランスも大事。コロナをおそれるばかりだとバランスが悪いのでバランスを欠かないようにする必要がある。	感染拡大の防止と社会システムの変化についてP5の第1章2(1)で記載するとともに、環境・経済・社会の統合的解決に向けた分野横断的な取組としてP21の第2章2で記載した原案のとおりとする。
8	5	第1章 2(1)	コロナ後のリサイクルのあり方、環境への負荷の低減のあり方なども入れられたらいい。	コロナを契機とした新しいライフスタイルの導入による二酸化炭素排出量の削減などについてP21の第2章2で記載しているが、コロナ後のリサイクルのあり方については現段階では明確な方向性を示すことが困難なため追記しない。

9	5	第1章 2(1)	コロナ関係の記載に道民割りを追加する必要はないか。	「どうみん割」はコロナの影響で落ち込んだ旅行需要の早期回復を目指した経済分野の新たな取組であり、期間が限定的でその環境への影響も想定できないことから追記しない。
10	5	第1章 2(1)	情報社会進展の記載にSociety5.0というキーワードを入れておかなくてよいか。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P5参照)。
11	5 10	第1章 2(1)、3	SDGsが目標とする持続的発展や地域循環共生圏が目指す地域間の交流について、将来像の視点やイメージに最初に現れるのは唐突な感じがするので本道における現状や特徴を前段で述べておく必要はないか。	SDGsや地域循環共生圏に係る現状や特徴は第1章2(1)(2)の社会経済・環境の状況とは内容が異なり、3の課題認識ではSDGsや地域循環共生圏の取組につながる「地域の特性を活かした持続可能な地域社会を築く」ことや「環境と経済そして社会の統合的向上」が必要となる要因を示していることからここでは追記せず、4(2)将来像の視点のところでは道内での取組の現状等の追記を検討する(修正案P14参照)。
12	7	第1章 2(2)	地球規模の観点で自然環境への影響も見ておく必要がある。次の世界の生物多様性の目標がどう合意されるかわからないが、「世界規模で絶滅する種の数をつくまでに減らす」などの目標も机上に上がっているので北海道でどう貢献できるか、どう役割を果たしていくのかといった前向き、外向きな視点が欲しい。	意見を踏まえて、基本計画と個別計画の記載の整合等も考慮して記載の追加等を検討する(修正案P38参照)。
13	7	第1章 2(2)	個体数管理の記載にエゾシカとともにヒグマを入れておかなくてよいか。	現時点において、ヒグマについては有害性の段階に応じた対応を行う方針であるとともに、個体数の把握については地域個体群の存続を目的に行うものであり、エゾシカの個体数管理とは内容が異なるため追記しない。
14	10	第1章 3	・外来種・国内移入種に関して市民活動が活発に行われているが、活動をどこまで支援するのか示して欲しい。上位計画(基本計画)で謳えると来年の生物多様性保全計画改定の後押しができる。 ・市民活動として取り組めるのはカエルやセイヨウオオマルハナバチで、市民活動から照らした外来種の駆除にも触れた方がいい。	・外来種問題についてはP10の課題認識で触れているが、より詳しい内容については来年以降の個別計画(生物多様性保全計画)見直しの中で対応や方向性等を検討すべきであるため、活動をどこまで支援するかについて基本計画には追記しない。 ・市民活動として取り組める外来種対策については書き込む余地があるので意見を踏まえて追記を検討する(修正案P39参照)。
15	11	第1章 4(1)	再生可能エネルギーの記載について「～太陽光、水力やバイオマスなど再生可能エネルギーの導入が進み～」と下線部を追加した方がいい。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P11、22参照)。
16	11	第1章 4(1)	「環境に配慮した農林水産業」と「地産地消」が結びつきづらいので工夫が必要。	意見を踏まえて記載の修正を検討する(修正案P11、22参照)。

17	14	第1章 4(2)	地域循環共生圏について道内での取組などをどこかで取り上げておく具体的なイメージが伝わるのではないか。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P14参照)。
18	15	第1章 4(2)	「環境と経済・社会の良好な関係をつくる」の記載について「～くらしや産業活動の中で、優れた自然環境から食料や水の供給～など、様々な恩恵を受けています」と下線部を追加した方が良い。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P15参照)。
19	17	第2章	P7で環境配慮行動の割合が前回から17ポイント下がっているのはかなり大きな変化なので第2章の施策のどこかで取り上げるべきではないか。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P56参照)。
20	22	第2章 3	施策側から見たSDGsのマークが記載されているが、SDGsから見た施策の担保度を俯瞰した表(縦軸が施策、横軸がゴール)を最後に入れて欲しい。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P60参照)。
21	22	第2章 3	5つの分野の施策の切れ目がわかりにくいので見出しやレイアウトに工夫が必要。	意見を踏まえて分野毎にページを改めるように修正する(修正案P22等参照)。
22	22 29 36 46	第2章 3(1) ～(4)	SDGsの「4 教育」と「17 パートナースHIP」のマークを「(5) 共通の・基盤的な施策」に付けているが、(1)～(4)においても重要なゴールなので付けた方がいいのでは。	意見を踏まえて、基本計画と個別計画との記載の整合等も考慮して記載の追加等を検討する(別途検討)。
23	28	第2章 3(1)	気候変動の適応の取組について具体的な記載を入れられないか。	意見を踏まえて、基本計画と個別計画の記載の整合等も考慮して記載の追加等を検討する。
24	28 36	第2章 3(1) (3)	・生物多様性分野の国際的な視点を入れて欲しい。例えば「その他の地球環境保全対策の推進」の「酸性雨、海洋汚染、漂着ごみ」に生物多様性も入れて欲しい。 ・P36以降で来年決まるであろうグローバルな目標を見据えた視点を入れて欲しい。	・施策の体系との整合を図るためここで生物多様性に関する記載は追加しない。 ・意見を踏まえて、基本計画と個別計画の記載の整合等も考慮して記載の追加等を検討する(修正案P38参照)。
25	31	第2章 3(2)	・海洋プラスチックごみについて環境省のプラスチック資源循環戦略など取組が強化されていることを加えてもいい。 ・バイオマスについて道東で賦存量があっても系統連系の問題で利活用が進まないといった課題の解決が重要であることも触れた方がいい。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P31、32参照)。
26	31	第2章 3(2)	PCBの処理期限は2023年と決まっているので2023年にPCBの処理が道内で終了する旨追記した方がいい。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P31参照)。
27	35	第2章 3(2)	ワンストップ窓口は既に設定されているので「設置」より「活用」の方がいいのでは。	意見を踏まえて現行計画の記載のとおりにする。

28	61	第3章	目標、数値的目標、基本的な方向性、指標群の変更や設定について、原案の当該頁の記載に変更がないがその内容は反映されているか。	施策の基本的事項に関する将来像や基本的方向性の位置付け、指標群の設定等に関する事項については第2章のP17やP19に記載しており、第3章に記載している計画の推進方法等については変更は生じないことから原案のとおりとする。
29	67	用語解説	P15に記載のある「エシカル消費」について用語解説の追加が必要。	意見を踏まえて記載の追加を検討する(修正案P67参照)。
30	—	—	2050年までに排出ゼロにするロードマップのシナリオはいつできるのか。	今着手している状況。温暖化対策計画の見直しを進めており、2050年を見据えた視点や今後10年でどこまで減らせるかといったことをまとめていく予定。
31	—	—	基本計画の記載で温暖化対策計画が制限されることはあるのか。	そのようなことがないように記載の整合等も考慮して検討する。
32	—	—	海洋の自然環境、漂着ごみに関する記述が薄いと感じる(特にプラスチックについての市民活動、離島などの市町村の負担への取組など)。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P10、25参照)。
33	—	—	一次産業の環境への重要性がわかる記載を入れて欲しい。漁業が海洋生態系に果たしている役割や農業が生物多様性保全にプラスになることが書けるといい。	意見を踏まえて記載の追加等を検討する(修正案P14参照)。